大気汚染防止法・様式第１・別紙４

総 量 規 制 に 係 る 計 算 表

(1) 施 設 明 細 表

※ この計算表は、大気汚染防止法の対象となるすべてのばい煙発生施設について記入してください。

番号	施　設　名 (項番号) (設置年月日)	① 原燃料の種類	② イオウ分 (%)	③ 比重	定格運転時		通常運転時		⑧ 換算係数	⑨ 定格使用量の重油換算量		⑩ 通常使用量の重油換算量	⑪ 備　　考 (脱硫効率など)
					④ 定格使用量 (KL/h、Nm³/h 等)	⑤ 排出 SOx 量 (Nm³/h)	⑥ 通常使用量 (KL/h、Nm³/h 等)	⑦ 排出 SOx 量 (Nm³/h)		W(KL/h)	Wi(KL/h)	W′ (KL/h)	
	計		⑫			⑬		⑭		⑮	⑯	⑰	

(2) 工場全体の SOx 排出量適合表

SOx 排出量 ≦ SOx 許容排出量　でなければなりません。

	W (KL)	Wi (KL)	SOx 許容排出量 (Nm³/h)	SOx 排出量 (Nm³/h)
定格運転時	⑮	⑯	Q ⑱	⑬
通常運転時	⑰		Q′ ⑲	⑭

※ 燃料使用基準について

ＷとＷｉの合計が０．３ ＫＬ／ｈ 未満の場合には硫黄酸化物の排出量による総量規制は適用されません。
代わりに下記の燃料使用基準が適用されます。

(W＋Wi) ＜ ０．３ の場合	使用する燃料の硫黄分が ０．７０％ 以下であること

根拠：平成 3(1991)年 1 月 29 日兵庫県告示第 141 号「大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準」

大気汚染防止法・様式第１・別紙４（裏面）　　※ 備 考

①	１つの施設で原料と燃料を使用する場合は、２段にわたって記入してください。
⑤ ⑦	排出量 SOｘ量は、理論値を記入してください。 〔液体燃料の場合〕　排出 SOｘ量（Nm^3/h）＝(使用量 KL/h)×(比重)×(S 分%)×７×(100－脱硫効率%)／100 〔固体燃料の場合〕　排出 SOｘ量（Nm^3/h）＝(使用量 t/h)×（S 分%）×７×(100－脱硫効率%)／100 〔気体燃料の場合〕　排出 SOｘ量（Nm^3/h）＝(使用量 Nm^3/h)／1000 ×(S 分%）×７×(100－脱硫効率%)／100

⑧　換算係数は、次の表を参照。(根拠：平成 3(1991)年 1 月 29 日兵庫県告示第 140 号　別表 1、別表 2)

１．原料の重油への換算

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉及びペレット焼成炉において用いられる鉄鉱石	１ｔ	０．２　ＫＬ
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄		２．５　ＫＬ
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油		０．０４　ＫＬ
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる芒硝		３３．８　ＫＬ
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる黄鉄鉱		７５．０　ＫＬ※1
硫酸の製造の用に供する原料ガスに含まれる硫黄		１　ＫＬ
廃棄物焼却炉で焼却される焼却物		０．４５　ＫＬ※2
その他の原料		当該原料の処理に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油(硫黄分 0.6%、比重 0.9%とする※3)の量

※1　昭和 55 年 1 月 5 日大気 303 号・関係特定保健所長、政令市長宛　兵庫県環境局長
※2　昭和 54 年 11 月 1 日大気 248 号・関係特定保健所長、政令市長宛　兵庫県環境局長
※3　昭和 57 年 9 月 3 日大気 178 号・関係特定保健所長、政令市長宛　兵庫県環境局長

２．燃料の重油への換算

燃料の種類	燃料の量	重油の量
原　油	１ＫＬ	０．９５ ＫＬ
ナフサ		０．９０ ＫＬ
軽　油		０．９５ ＫＬ
灯　油		０．９０ ＫＬ
黒　液		０．５０ ＫＬ
コークス炉ガス	１０００　Nm^3	０．４６ ＫＬ
高炉ガス		０．０８ ＫＬ
転炉ガス		０．１９ ＫＬ
オフガス		０．４５ ＫＬ
都市ガス（6C）		０．４５ ＫＬ
都市ガス（13A）		１．１０ ＫＬ
リッチガス		０．６３ ＫＬ
製油所ガス		０．８５ ＫＬ

⑧

燃料の種類	燃料の量	重油の量
石　炭	１ｔ	０．７０ ＫＬ
コークス		０．８０ ＫＬ
ＬＰＧ		１．２０ ＫＬ
ＬＮＧ		１．３０ ＫＬ
ナフサ分解ガス		１．０ ＫＬ
その他の燃料	１ＫＬ（固体燃料又は気体燃料にあっては１ｔ）	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は 10,000kcal/ＫＬ）の量

⑪　脱硫装置があれば、その種類、名称型式及び脱硫効率を記入してください。

⑫　液体燃料のみを使用する施設についてのみ、⑫に加重平均Ｓ分を記入してください。

⑬
⑭　⑤の合計を⑬に、⑦の合計を⑭に記入してください。

⑮　Ｗ　下記条件の施設の１時間当たりの燃料・原料の定格使用量の重油換算量を記入してください。

ばい煙発生施設	昭和 52(1977)年 9 月 30 日以前に設置されたもの
小型ボイラー※	昭和 60(1985)年 9 月 9 日以前に設置工事に着手したもの
ガスタービン、ディーゼル機関（発電機に接続するものを除く）	昭和 63(1988)年 1 月 31 日以前に設置工事に着手したもの
ガス機関、ガソリン機関	平成 3(1991)年 1 月 31 日以前に設置工事に着手したもの

⑯　Ｗｉ　下記条件の施設の１時間当たりの燃料・原料の定格使用量の重油換算量を記入してください。

ばい煙発生施設	昭和 52(1977)年 10 月 1 日以降に設置されたもの
小型ボイラー※	昭和 60(1985)年 9 月 10 日以降に設置工事に着手したもの
ガスタービン、ディーゼル機関（発電機に接続するものを除く）	昭和 63(1988)年 2 月 1 日以降に設置工事に着手したもの
ガス機関、ガソリン機関	平成 3(1991)年 2 月 1 日以降に設置工事に着手したもの

⑱　$Q=3.69W^{0.85}$

Ｗｉがある場合には次の計算式で計算してください。

$Q=3.69W^{0.85}+0.3\times3.69\{(W+Wi)^{0.85}-W^{0.85}\}$

※ 根拠：平成 3(1991)年 1 月 29 日兵庫県告示第 140 号「大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物の総量規制基準」

⑲　$Q'=Q\times W'/W$

Ｗｉがある場合には次の計算式で計算してください。

$Q'=Q\times W'/(W+Wi)$

※ 小型ボイラー ： 伝熱面積が $10m^2$未満であって、バーナーの燃焼能力が重油換算で 50Ｌ/h 以上のもの。